

栃木市バリアフリー基本構想

【栃木駅・新栃木駅周辺地区】

平成25年3月

栃 木 市

はじめに

我が国では急速に高齢化が進展しており、2015年（平成27年）には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な超高齢社会を迎えることが予測されています。

また、障がい者が障がいのない人と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、障がい者が障がいのない人とともに活動し、サービスを受けることができる社会の形成が求められています。

そのため、高齢者や障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境の整備が全国的な急務となっています。

本市においても全国同様に高齢化が進んでおり、また、移動に制約のある人も増えていることから、“ひとにやさしいまちづくり”を重視していく必要があります。

このことから、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、栃木駅及び新栃木駅周辺地区を重点整備地区とした「栃木市バリアフリー基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定することとしました。

この基本構想に基づき、観光都市“栃木”の特性を活かし、重点整備地区のバリアフリー化事業を進めるとともに、重点整備地区をモデルにバリアフリー化の取り組みを市内全域に広げ、安全かつ快適に移動できる環境の整備を図ってまいります。

また、高齢者、障がい者等への理解を深め、助け合う意識の向上を図るなど、心のバリアフリー化を推進し、“ひとにやさしいまち”の実現を図ってまいります。

目次

第1章	バリアフリー基本構想の主旨	
1.	バリアフリー法について	1
2.	基本構想の位置づけ	5
3.	基本構想の検討範囲	6
4.	基本構想の策定体制	7
第2章	栃木市の概況	
1.	市の概況	8
2.	まちづくりの動向	14
第3章	バリアフリー化の状況	
1.	バリアフリー化の取り組み状況	25
2.	市民の意向	30
3.	観光客の意向（来訪者の意向）	49
第4章	バリアフリー化の基本方針	
1.	バリアフリー化の基本方針	50
2.	計画期間	51
第5章	重点整備地区の設定	
1.	重点整備地区設定の方法	52
2.	生活関連施設の設定	53
3.	生活関連経路の設定	54
4.	重点整備地区の設定	56
第6章	バリアフリー化のために実施すべき事業	
1.	特定事業の概要	58
2.	施設別バリアフリー化の内容	60
3.	特定事業の設定	62
第7章	基本構想の実現に向けて	
1.	進行管理体制の構築	69
2.	重点整備地区外エリアへの取り組み	70
3.	心のバリアフリーへの取り組み	70
	資料編	
1.	検討協議会設置要綱	73
2.	検討協議会委員名簿	74
3.	策定経緯	75